

令和 6 年度
第10回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

令和 7 年 1 月 14 日 開会

高松市農業委員会

令和6年度第10回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和7年1月14日（火）午後2時開会

開催場所 高松市役所 13階 大会議室

出席委員 18人 （委員総数24人 但し、議席番号8番は欠番）

2番 真鍋 俊二
3番 佐竹 博巳
4番 佃 俊子
5番 太田 政美
6番 白井 一美
7番 瀧本 繁樹
9番 岩部 壽夫
11番 谷口 勝幸（会長職務代理者第2）
13番 藤田 邦夫
14番 富本 正樹（会長職務代理者第1）
17番 神高 賢二
19番 森 吉朝
20番 谷上 諭
21番 川原 勝
22番 橋田 行子
23番 谷本 寛昇
24番 奈良 稔
25番 山田 憲一

欠席委員 6人

1番 三笠 輝彦（会長）
10番 赤松 貞廣
12番 真鍋 芳治
15番 藤澤 鶴夫
16番 河田 薫
18番 中田 茂富

農業委員会事務局出席者

事務局 長
兼 農 政 課 長 山上 浩平
農政課長補佐 森 亮介
農 地 係 長 森 明雄
農政管理係長 山崎 博司
副 主 幹 金田 篤宗
主 任 主 事 栗永 亘
主 任 主 事 溝渕 勝久

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（一般議案）

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（特別議案）

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（一般議案）

議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第8号 非農地証明願について

議案第9号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第10号 農用地利用集積等促進計画（案）について

議案第11号 農用地利用集積計画により設定している利用権の変更について

議案第12号 市長の権限に属する事務の一部委任の変更について

報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議 長（冨本会長職務代理） ただ今から令和6年度第10回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の出席委員は24人中18人で、定例総会は成立しております。

欠席委員は、10番 赤松委員、12番 真鍋委員、15番 藤澤委員、16番 河田委員、18番 中田委員の5名のほか、三笠会長が香川県農業会議の用務で出張のため欠席されていますので、議長は会長職務代理の冨本が務めさせていただきます。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がありませんので、議事録署名委員は11番 谷口委員及び3番 佐竹委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2、議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ使用貸借に係る農地返還通知について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

栗永主任主事 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。議案書1ページをお開きください。

1番は、耕作目的のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

2番は、耕作目的のため、中間管理法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

3番は、耕作目的のため、香川県農地機構を介した賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

4番は、転用目的のため、農地法第3条による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

2ページを御覧ください。

5番は、耕作目的のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

6番は、耕作目的のため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

7番は、耕作目的のため、農地法第3条による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

8番は、転用目的のため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

次のページを御覧ください。

イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

1番は、耕作目的のため、農地法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はあり

ません。

2番は、転用及び耕作目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。5条許可申請所有権11番、3条許可申請所有権3番に関連しています。

3番は、耕作目的のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について8件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について3件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について議題いたします。

金田副主幹 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案につきまして御説明申し上げます。

議案書4ページを御覧ください。

1番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されますが、高齢の申請者が、将来の生計維持のために安定した収入確保が必要であり、転用申請したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、廊下や階段等を共用する部分が無い、いわゆる、長屋住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されますが、1番同様、高齢の申請者が、将来の生計維持のため、安定した収入確保が必要であることから、転用申請したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、隣接農地も取得し、一体開発するもので、5条許可申請所有権2番に関連しています。

3番は、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、所有車両の増加により、既存宅地の東隣

に新たな駐車スペースを計画するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、隣接農地は申請者の農地のみで、資金計画も妥当であり、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が162.63平方メートルあります。

4番は、道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地の北側に分譲住宅が増えたことにより、幅員が狭い隣接の高松市道の交通量が増加し、通行障害が発生しており、近隣住民の要望から、解消しようとするとともに、自己所有農地への進入もし易くするため、転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、隣接農地は申請者の農地のみで、資金計画も妥当であり、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されますが、申請地の一部は、畑として利用していたものの、申請者が高齢となり維持できなくなったため、宅地への進入路、庭園として宅地化するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地の一部は進入路として平成2年頃に一部造成済みで、この度、追認許可を得るものです。

隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が263.14平方メートルあります。

5ページを御覧ください。

6番は、北側に所有する農地への進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地東側の農道が狭く、農機具の積み下ろし及び転回に支障があるため、解消するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、隣接農地は申請者の農地のみで、資金計画も妥当であり、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存宅地への高松市道からの進入を容易にするとともに、大型農機具の保管納屋が必要となり、転用申請するもので、転用理由と農地区

分については適当であると考えます。

一般基準については、進入路は昭和58年頃と平成元年頃の2度にわたり造成済みで、また、納屋は平成8年に建築済みで、この度、併せて追認許可を得るものです。

隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が426.17平方メートルあります。

8番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、近年、周辺は宅地化が著しく、今後の住宅建築のさらなる増加に伴い、駐車場利用の需要が見込めることから、転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について8件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 御異議がないようでありますので、議案第2号については許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

溝渕主任主事 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書6ページを御覧ください。

1番は、令和6年10月18日付けで所有権移転により共同住宅用地として農地法第5条第1項の規定による転用許可を受けていましたが、この度、転用計画の廃止により、許可の取消願があったものです。

取消後は、所有者が引き続き農地として利用します。

以上、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願については受理することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第3号については受理することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

溝渕主任主事 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、御説明申しあげます。

議案書7ページを御覧ください。

1番は、令和6年11月11日付で、特定建築条件付売買予定地用地として転用許可を受けておりましたが、この度、排水計画を変更する必要があるため、許可後の事業計画変更申請をするものです。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について、を議題といたします。

まず、現地調査の概要を調査委員の谷口委員より報告をお願いいたします。

谷口委員 現地調査委員の谷口です。

今回の特別現地調査委員は、佐竹委員と私の2名で、本日午前中に調査を実施しました。

特別議案は、農地法第5条第1項の規定による許可申請の所有権移転4件です。

1番、2番及び4番の3件につきましては、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

内容につきましては、2番までを私が、3番以降を佐竹委員から報告します。

それでは、別紙の5条特別議案書、所有権を御覧ください。

議案番号1 申請地、一宮町1659番4 田 ほか5筆 合計3,095平方メートル、転用目的、露天駐車場用地、転用理由、申請地は香川県立高松南高等学校西100メートルに在り、産業廃棄物等の収集・運搬・処理業を営む申請者が露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存作業用倉庫敷地の南側に接続し、計画するものです。

現在、分散して事業利用している事務所、作業所敷地は、合計約1万2,000平方メートルですが、駐車場として利用している敷地が手狭で、他の業務用地との代替ができず、安全上の支

障も出てきていることから、作業連携がし易い申請地に収集運搬車両 35 台分の新たな駐車場を計画するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ被害防除措置も適切であると考えます。

なお、西側の隣接する農地所有者と転用について協議を重ねましたが、対象地の将来の利用変更についての懸念から同意が得られず、転用者が、引き続き協議を重ねるとともに、転用後、周辺農地等に影響が出る場合は、申請者及び関係者で協議、解決する旨の「確約書」が提出されており、妥当であると考えます。

併用宅地等が 3,314.56 平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

議案番号 2 申請地、六条町 1301 番 田 ほか 6 筆 合計 7,924 平方メートル、転用目的、特定建築条件付売買予定地用地、住宅 2 階建 23 棟、転用理由、申請地は高松市立協和中学校南西 350 メートルに在り、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、営業活動から、林地区での住宅購入問い合わせを多数得ており、対応しようと候補地を検討していたところ、申請地西側周辺では、同族会社や同業者の開発した住宅用地の販売、工事進捗が好調で、申請地は、ことでん長尾線元山駅、高松自動車道中央インターチェンジにも近く、幹線道路沿いには商業施設、医療施設が整備されており、生活に便利な用地で、最近の顧客が求める約 250 平方メートルを超える広い宅地敷地が計画できることから選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は、所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

用途廃止し、併用する水路、農道が 224.55 平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

私の説明はここまでとし、3 番からは佐竹委員が説明します。

佐竹委員 現地調査委員の佐竹です。2 ページを御覧ください。

議案番号 3 申請地、上林町 315 番 1 田 ほか 3 筆 合計 2,682 平方メートル、転用目的、特定建築条件付売買予定地用地、住宅 2 階建 11 棟、転用理由、申請地は香川大学創造工学部南東 600 メートルに在り、建築及び土木工事の請負、設計、施工業を営む申請者が、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、営業活動から、過去にも転用申請したことのある林地区での住宅購入問い合わせを数件得ており、要望に応えようと候補地を検討していたところ、アスパラガス栽培から撤退し、後継する者のいなくなった過半を超える申請地の不動産情報を得、事業用地としての検討をしたところ、500 メートルほど北側一帯は用途地域で、商業施設、病院が数多く建築され、生活に便利で、小学校も 1 キロほどの場所に在り、

周辺は、閑静な住宅街となっていることから、開発適地と判断し、選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が 62.43 平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

議案番号 4 申請地、三谷町 1352 番 8 田 ほか 6 筆 合計 3,379 平方メートル、転用目的、特定建築条件付売買予定地用地、住宅 2 階建 8 棟、車庫平屋建 1 棟、転用理由、申請地は高松市立三溪小学校北西 800 メートルに在り、2 番と同様の申請者が特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺での住宅購入希望者の要望に応えるため、新たな事業用地を確保しようとするものです。

転用地は主要地方道三木国分寺線に接するよう、車両の出入りに配慮された計画となっており、県道沿線には最近、生活に便利な商業施設、医療施設の建築が増加しており、計画適地と判断したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得て、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が 326.76 平方メートルあります。

使用貸借に係る農地返還通知 2 番に関連しております。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

以上、議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の特別議案は、所有権移転 4 件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしくお願いします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の一般議案について議題いたします。

事務局の説明を求めます。

溝淵主任主事 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず所有権移転の案件から御説明申しあげます。

議案書8ページを御覧ください。

1番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成20年ごろに造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、長屋住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地が、20平方メートルあります。

4条許可申請2番と関連しています。

3番は、転用事業者と土地購入者が売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道三木国分寺線にも近く、交通の利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、13.75平方メートルあります。

議案書9ページを御覧ください。

4番は、特別議案です。

5番は、土木工事業等を営む法人が、受注範囲が拡大してきており、新たに車両と資材の保管場所を確保する必要が生じたため、露天駐車場・資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、個人で自動車整備業を営む転用事業者が、既存の車両置場が手狭になったため、事業所の近くに、新たに露天車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書10ページを御覧ください。

7番は、不動産賃貸業を営む法人が、貸住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に面しており、周辺は、分譲住宅等で宅地化の進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用公衆用道路が、4.57平方メートルあります。

9番は、特別議案です。

議案書11ページを御覧ください。

10番、11番も特別議案です。

12番の転用者は、農業用機械の販売及び修理等を営む法人の役員ですが、中古農機具の販売や修理が増えており、保管場所が不足していることから、新たに露天貸農機具置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地が、1,530平方メートルあります。

議案書12ページを御覧ください。

13番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、昭和42年頃に離れを建築した際、隣接農地に越境していたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和42年頃に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は所有者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が812.89平方メートルあります。

14番は、建設工事業等を営む法人の役員が、事業拡大に伴い、露天貸資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、併用地を介

して、南側が市道に面し、事務所からも近く、利用及び管理がしやすいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、465.67平方メートルあります。

なお、本来であれば使用する法人が転用者となるべきところですが、資金繰りの都合により、役員個人が取得し法人へ貸し付けるものです。

15番は、不動産賃貸業を営む法人が、親族の経営する法人の従業員駐車場が不足していることから、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に面しており、また、事務所にも隣接し、利用及び管理がしやすいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が2,716.00平方メートルあります。

16番は、進入路が狭く車両の通行に不便だったため、申請地を進入路拡幅用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存道路の拡幅であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が21.72平方メートルあります。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申し上げます。

議案書13ページを御覧ください。

1番は、現在、借家住まいであるが、今後、家族が増えることを考えると、現在の住居が手狭であるため、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、現在、借家住まいで、子の成長に伴い、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との

調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地が289平方メートルあります。

3番は、現在、借家住まいで、今後、子の誕生が見込まれ、住居が手狭となることから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、南側が市道に面し、交通の便が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、現在、借家住まいで、子の成長に伴い、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、5戸以上の家屋の敷地がおおむね50メートル以内の距離で連たん集合している区域内で、第1種農地の不許可の例外、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成30年頃に一部造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書14ページを御覧ください。

5番は、現在、借家住まいで、子の出生及び成長に伴い、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、5戸以上の家屋の敷地がおおむね50メートル以内の距離で連たん集合している区域内で、第1種農地の不許可の例外、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、現在借家住まいであるが、今後の子育てや将来的な両親の介護を考慮し、祖父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、併用地を介して、西側が市道に面し、実家からも近く、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が95.33平方メートルあります。

7番は、現在、借家住まいであるが、今後、家族が増えることを考えると、現在の住居が手狭

であるため、母所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、南側と西側が市道に面し、交通の便が良く、近隣は宅地化が進み、住環境が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権12件、使用貸借7件、計19件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

栗永主任主事 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請、所有権移転について御説明申しあげます。

1番は、所有者の労働力不足により、新規営農を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は野菜を栽培するものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件は全て満たしています。

2番以下の案件につきましては、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、所有者の労働力不足により、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は小松菜等を栽培するものです。

3番、4番、5番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後、3番、4番は水稻を作付けし、5番は野菜を栽培するものです。

6番と次ページの7番は、所有者の農業廃止により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を栽培するものです。

8番は、所有者の経営縮小により、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

9番、10番、11番は、所有者の労働力不足等により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後9番は豆、10番はキウイ、モモ、11番は野菜を栽培するものです。

次のページを御覧ください。

12番は、相続財産の清算のため、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後はタマネギ、ジャガイモを栽培するものです。

13番は、所有者の長男が、父から部分贈与を受けるもので、取得後はイチゴを栽培するものです。

14番は、所有者の労働力不足により、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

以上、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請、所有権移転14件について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 非農地証明願について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

金田副主幹 議案第8号 非農地証明願について御説明申し上げます。

18ページを御覧ください。

1番、2番はそれぞれ、平成15年頃から、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不適當等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第8号 非農地証明願について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第8号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第8号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第9号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について議題といたします。
事務局の説明を求めます。

農林水産課 矢野副主幹 高松市農業振興地域整備計画の変更について御説明申し上げます。

昨年10月にも、農業振興整備計画の変更について説明させていただきましたが、前回と同じように、整備計画は2年度に計画を立てたばかりで5年しか経っておりませんので、大幅な見直しということではなく、令和2年から直近までの除外分と、市道、県道で農用地から外れたものと、農業委員会の非農地証明により農地で無くなった分を計画面積から差し引いたものと

なっています。

今回の農業振興地域整備計画書の中で、数値が変わったところについて、御説明させていただきます。

資料1の整備計画書案の1ページを御覧ください。

第1の1の(1)の下の方に表がありますが、表の太枠で囲んである農用地の面積が、現在の農業振興地域の面積で6,729ヘクタール、これが令和6年1月1日現在の数値です。整備計画書の中では、目標として10年後にどれくらいの面積になるかということが求められています。これが令和16年には6,329ヘクタールで、今より400ヘクタール減少すると見込んでいます。これにつきましては、過去5年間の農振農用地の減少が年平均14.6ヘクタールであったので、毎年15ヘクタール減少すると見込み、農振白地の減少分を合わせて400ヘクタールと算出しております。

5ページを御覧ください。この表は、各地区の農振農用地の面積を記載しております。これが令和6年1月1日現在で、農地の計が4,345ヘクタールとなっています。今後、毎年15ヘクタール減少し、10年後は4,195ヘクタールになるだろうという予測を立てております。

令和4年1月に、香川県が農業振興地域整備基本方針を見直して、農業振興地域内の農用地の面積について数値が求められておりますので、今回の見直しで数値の修正を行わせていただきました。

その他の内容については、前回の計画とほぼ変わりがありません。整備計画で変更箇所は面積部分のみとなります。

以上、高松市農業振興地域整備計画の変更について、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようありますので、議案第9号については、原案のとおり異議ない旨決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第9号については、原案のとおり異議ない旨、回答することに決定いたしました。

次に、議案第10号 農用地利用集積等促進計画(案)について議題といたします。

事務局の説明を求めます

山崎農政管理係長 議案第10号 農用地利用集積等促進計画(案)について御説明申し上げます。

資料2を御覧ください。

本件は、既に香川県農地機構が中間管理権を取得し、貸付けを行っていた農地について、貸付先の変更を行うもので、農用地利用集積等促進計画を作成するにあたって、令和6年12月20日付けで、高松市長から農業委員会へ意見を求められているものです。

なお、香川県の公告予定日は1枚めくっていただき、1ページ右上のとおり令和7年2月28日となっています。

次に、2 ページの農用地利用集積等促進計画案を御覧ください。

表の左半分が農地の所有者、権利を設定する農地、所有者から機構が借り上げるために設定している権利となっており、表の右半分が、機構がこれから貸付けを行う変更後の耕作者と設定する権利の内容となっています。貸付期間は、従前の権利設定期間の残り期間となっており、貸付条件も従前のものをそのまま継承するものです。

以上、議案第10号 農用地利用集積等促進計画（案）について御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第10号 農用地利用集積等促進計画（案）について、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第10号 農用地利用集積等促進計画（案）については、原案のとおり意見決定し、回答することに決定いたしました。

次に、議案第11号 農用地利用集積計画により設定している利用権の変更について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

山崎農政管理係長 議案第11号 農用地利用集積計画により設定している利用権の変更について御説明申しあげます。

資料3を御覧ください。

本件は、令和5年11月1日から香川県農地機構が中間管理権を取得し貸付けを行っている農地について、農地の貸人から香川県農地機構に対し農地貸借契約内容変更の申し出があったため、農用地利用集積計画の変更に先立ち農業委員会の意見を求められているものです。

一枚めくっていただきまして、資料の2ページの2の変更内容につきましては、賃借料の総額は、28,000円と変更ありませんが、各筆の10a当たりの単価を変更するものです。また、資料の3ページは、各筆明細の情報になります。なお、各筆の10aあたりの単価の変更につきましては、資料の4ページの新旧表のとおりです。

農業委員会の意見の案といたしまして、資料の5ページの四角の中に記載のとおり「異議ありません。」としています。

以上、議案第11号 農用地利用集積計画により設定している利用権の変更について御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。

御発言がないようでありますので、議案第11号については、原案のとおり異議ない旨決定し、回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第11号については、原案のとおり異議ない旨、回答することに決定いたしました。

次に、議案第 12 号 市長の権限に属する事務の一部委任の変更について、を議案とします。
事務局の説明を求めます。

山上事務局長 議案第 12 号 市長の権限に属する事務の一部委任の変更についてでございます。この議案につきましては、農林水産課から今年に入ってからすぐに当委員会の定例総会に上程されるよう依頼がありましたことから、議案として準備しておりました。

しかしながら、再三再四、農林水産課に対して資料提供等を求めてまいりましたが、本日の開会に至るまで農林水産課から何ら応答がございませんでしたことから、本議案については取下げの扱いでお願いしたいと存じます。

なお、資料提供等がない理由については、農林水産課から正式な回答を受けておりませんので、我々としても存じていない次第であります。

以上、議案第 12 号については取下げの扱いでよろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明のとおり、議案第 12 号については取下げとして対応させていただきます。

続きまして、報告案件に移ります。

農地法第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項関係許可状況について、事務局の報告を求めます。

森農地係長 農地法第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項関係許可状況について御報告申しあげます。
資料 4 を御覧ください。

期間としましては、令和 6 年 11 月 29 日から令和 7 年 1 月 6 日分までであります。

まず、許可件数ですが、11 月以前の議決分といたしまして 4 条が 0 件、5 条が 9 件、12 月議決分といたしまして 4 条が 11 件、5 条が 10 件、合計で 4 条が 11 件、5 条が 19 件です。

許可保留件数につきましては、11 月以前の議決分といたしまして 4 条が 0 件、5 条が 13 件、12 月議決分といたしまして 4 条が 0 件、5 条が 14 件、合計で 4 条が 0 件、5 条が 27 件です。

取下につきましては、ありませんでした。

次に、許可保留の内容について御説明申しあげます。

1 ページを御覧ください。

まず、4 条関係は、許可保留はありませんでした。

2 ページを御覧ください。

次に 5 条関係で、令和 6 年 8 月議決分の所有権 2 番、8 番、11 番、26 番が表の右端欄のとおり、それぞれ法定外公共物占用、開発許可、道路工事承認未了により、許可保留となっております。

次に、令和 6 年 9 月議決分の所有権 14 番、23 番が表の右端欄のとおり、それぞれ造成、開発許可、法定外公共物占用未了により、許可保留となっております。

3 ページを御覧ください。

令和 6 年 10 月議決分の所有権 15 番が、表の右端欄のとおり、開発許可、道路工事承認、法定外公共物占用許可未了により、許可保留となっております。

次に、令和 6 年 11 月議決分の所有権、6 番、10 番、13 番、16 番、18 番、及び賃借権 5 番が、

表の右端欄のとおり、開発許可、道路工事承認、法定外公共物占用、用途廃止未了により許可保留となっております。

4 ページを御覧ください。

令和6年12月議決分の、所有権1番、2番、5番、6番、8番、9番、10番、11番、及び賃借権1番、2番、3番、4番が、表の右端欄のとおり、開発許可、法定外公共物占用、道路工事承認、造成未了により許可保留となっております。

5 ページを御覧ください。

同じく12月議決分の、使用貸借権4番、5番が、表の右端欄のとおり、開発許可未了により許可保留となっております。

今回の許可状況の報告は以上です。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等はありませんか。

谷口委員 今月の議案第3号が、農地法第5条第1項の規定による取消願いというのがありますが、この取消願いと取下願いはどう違うのでしょうか。

溝渕主任主事 取消願いと取下願いの違いですが、取消しは一旦許可が出たものに対して許可を取消すもので、それに対し取下げは、定例総会を通ったけれど許可の保留状態にあったものを取り止めるものとなります。許可が下りているかどうかで取り扱いが変わります。

谷口委員 よく解りました。

議 長 取消しと取下げの違いについては説明があったとおりです。

その他に御質問等はありませんか

———御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで令和6年度第10回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時7分 閉会